

これからの更生保護事業に関する有識者検討会

第6回会議（平成30年11月16日開催）

○ 議事等

- 1 福祉医療機構からのヒアリングについて
- 2 更生保護法人の組織・運営体制やガバナンスの強化等の方策に
についての検討
- 3 その他

これからの更生保護事業
に関する有識者検討会
第6回資料

議題

更生保護法人の組織・運営体制
やガバナンスの強化等の方策に
ついて

検討課題についての整理①

○更生保護法人の組織・運営体制の整備・再構築①

- 更生保護事業（特に継続保護事業）が期待される役割を果たすためには、処遇及び支援を実施するために必要な職員体制等の整備はもちろんのこと、国の方針等を踏まえた更生保護法人としての主体的な判断や取組についての一層の促進が必要であるところ、法人の規模が小さく、組織維持に苦慮している現状があり、法人の組織体制の整備や再構築等について検討する必要がある。
- 組織体制の整備や再構築の検討に当たっては、更生保護法人や更生保護施設の現在の実情を踏まえ、国として刑務所出所者等の再犯防止・改善更生のために必要な更生保護事業を国民に提供するという観点と、更生保護事業が民間の発意によって生じ、長い歴史を経た取組が原点となっているという観点の双方を踏まえる必要がある。

①今後の更生保護事業の役割や対象の拡大を踏まえた国（法務省）からの委託費支弁の構造のあり方の検討

更生保護事業に対する国（法務省）からの国費支弁の枠組について、以下の点に関する検討を行う。

- ア これまでの宿泊保護に対する単一的な国費支弁から、処遇機能に応じた複線化した国費支弁に転換することについて検討する。
- イ 通所処遇や地域における拠点機能など新たな機能を実現させるために必要な既存の枠組の転換について検討する。

②更生保護法人の収入構造の多角化に関する検討

更生保護法人の収入構造について、現状では、国（法務省）からの委託費収入がその割合の多くを占めているところ、更生保護事業の対象拡大や更生保護施設の処遇機能の充実、地域における更生支援の拠点の設置等の取組を推進することで、他省庁や地方公共団体といった他の公的機関からの事業を請け負うことなどにより、収入の多角化を図る方策を検討する。

検討課題についての整理②

○更生保護法人の組織・運営体制の整備・再構築②

③更生保護法人の組織・運営体制の課題への対応

- ア 理事会・評議員会が意思決定機関としてより一層効果的に機能するための方策を検討する。
- イ 法人の枠を超えた更生保護施設職員の採用や異動、育成についての方策を検討する。

④更生保護事業（特に継続保護事業）を再犯防止・改善更生に必要な国の施策（サービスの提供）として位置付けた場合、提供すべきサービス水準をどの程度に設定すべきかに関する検討

- ア 継続保護事業を必要とされる地域で提供するため、地域における特色に応じた更生保護事業の運営を促進する枠組を検討する。
- イ 継続保護事業として提供すべき処遇や支援について、一定の水準を担保するためのガイドラインを整備することについて検討する。